

# 近代デモクラシーと国家体制をめぐる 討論について

村山高康

ピューリタン革命は、その規模、内容、影響力のいずれにおいても、17世紀最大の革命であることは論をまたないが、近代デモクラシーの成立に関する思想史的研究対象として限定してみても、豊かで複雑多岐なテーマが秘められている。このうちでも、革命の全期間を通じてもっとも重要な局面のひとつは、1647年10月28日と29日および11月1日の3日間、当時ニュー・モデル軍が駐屯していたパトニー（Putney ロンドンの中心部から、テムズ川を約10km 上流に溯ったところにある町。討論は、この教会で行われた。）で開かれた軍総評議会（General Council of the Army）の討論である。この組織は、軍幹部（Grandees）と兵士代表（agitators）からなる評議会であり、革命的性格をもつニュー・モデル軍にしてはじめてもちえたものである。評議会は幾度も開かれたが、このパトニーがとくに名高いのは、（1年後のホワイトホール討論とともに）『人民協約』をめぐる、近代デモクラシーの原理に関する激しい論争がたたかわされたからである。

本稿では、前半でパトニー討論に至る経過（とくに1647年春から秋にかけて）をたどり、後半で討論の内容を検討する。ただし、ここでは討論のテーマとしては二点をとりあげたにすぎず、ホワイトホール討論を含む残された問題の検討は後日の課題として保留した。

## I

## 二つの思想潮流 (1647.3—1647.10)

## ——パトニー討論への歩み——

1645年6月14日のネーズビーの会戦で、議会側は決定的な勝利をあげ、さらに1646年6月20日オックスフォードにおける国王軍の降伏（国王自身は47年2月ニューカッスルで議会側の捕虜となった）によって第一次内戦は終結した。

内戦が終ると、従来より議会側内部の底流にあった対立要因——長老派 (Presbyterians) と独立派 (Independents) の対立の構図が鮮明になった。これは具体的には、長老派の牛耳る議会と、独立派が指揮権を握る軍 (New Model Army) との間の対立となって現われた。長老派は、ニュー・モデル軍が独立派の主導のもとに内戦を勝ち抜き、にわかに威信を高めた結果、政治面でも宗教面でも長老派が衰退するのを恐れはじめた。そこでかれらは、1647年3月11日の議会において、内戦が終ったことと国家財政が逼迫したことを理由に、軍の縮小と12000人の兵士をアイルランドへ進駐させることに決定し、兵士の給料（歩兵18週間分、騎兵43週間分）を未払いのままそれを強行しようとした。こうして議会と軍との対立は、これより徐々に深刻化してゆく。一方ニュー・モデル軍にあって、独立派とともに議会に対抗する勢力に平等派 (Levellers) があり、この両派は長老派議会にたいしては連合し、軍の主導権をめぐることは対立していた。独立派と平等派の対立の論点は、パトニー討論で明確になるが、この両派の対国王、対長老派議会、それに軍と国家体制 (Civil Constitution) にたいする全般的な政治方針は、上記の議会と軍との対立が表面化した1647年3月11日の議会決定の頃より、同年10月のパトニー討論に至る過程のなかで、様々な経過をへて次第に発酵して行くのである。

## 1 兵士と平等派の動き

1647年3月は、平等派の活動に大きな転機が訪れた時である。それはなによりも、平等派の政治運動に大衆的な基盤が出来つつあったことと関係がある。それはこの年の2月11日、庶民院に提出された請願<sup>1)</sup>で、1万人近い署名を集めたことから推測出来る。そして3月15日には、平等派は『大請願』<sup>2)</sup>といわれる請願書を庶民院に提出したが、この時からかれらはいっそう組織的に教会組織を通じた市民の署名集めを実行しはじめた。これは平等派の指導者、とくにウォルウィンの努力により、「ロンドンの下層階級にその足場をもつジェネラル・バプティスト派コングリゲーションの運動への〔平等派の〕加入によって強められ」そしてこの結果「独立派が民衆勢力によって圧倒された」<sup>3)</sup>のである。

この『大請願』は後の『人民協約』<sup>4)</sup>の母体ともなった内容をもつもので、平等派の思想の大半が網羅されている。それらのうちの重要な諸項目を挙げれば、以下のようなものになるだろう。(請願項目の順序不同)

### i すべての宗教にたいする寛容の要求。

「平和的手段により、その宗教的意見を説教し、発表するものは、他の人々と同様に、その判断に過誤を犯しうる裁判官達によって異端として罰せられ、あるいは迫害されてはならない」。<sup>5)</sup>

### ii 10分の1税や国教会僧侶の廃止。

「10分の1税およびすべての強制的扶持は、永久に廃止すべきこと。そしてそれらにかかわる何ものも課せられず、すべての僧侶は自発的にかれらを選び、その働きによってかれらと契約する人々によってのみ、喜捨を受くべきこと」。<sup>6)</sup>

### iii 〔とくに長老派の〕商人の特権否定と、冒険商人組合 (Merchant-Adventurers) の廃止。

「産業家を勇気づけるため、諸兄は、冒険商人組合のごとき抑圧的会社を解散し、今後そうしたものを重い罰によって阻止すべきこと」。<sup>7)</sup>

## iv 法の明示と公正な裁判や行政の実施要求。

「諸兄は、論争や訴訟を決するため、正しい迅速なかつ平明で容易な方法をつくり、すべての法をキリスト教にもっとも近く一致させ、英語でそれを出版し、その中のすべての過程や手続が正しく英語で、省略なく、普通の筆記体で書かれ、それを読むことの出来るものには、その事件をよりよく理解せしめ、すべての裁判官、官吏、および法の執行者、ひいてはこの国のすべての行政官や役人の仕事が規定され……すべての人が知りかつ見ることの出来るように印刷し公表すべきこと」。<sup>8)</sup>

## v 入獄者の負債の救済、貧民への援助。

(請願文省略)

この『大請願』にたいする、大衆的署名運動は、その途中で密告者の手によって庶民院に通報されたが、その間の事情は次のようなものであったという。「この請願〔文〕は、異端と冒瀆を恥じる国民の日である3月10日につづく1週間のうちに、署名を得るためにCongregationに配布された。3月14日のトマス・ラムのジェネラル・バプティスト派定期日曜集會に潜り込んだ密告者がこの署名を見つけた。ある青年が‘自由意志を証明しよう」とつとめ、トマス・ラムが説教したのちに、會衆の前列にいたもうひとりの男がこの請願を読みあげラムがその誤りを正した。それからこの請願は教會員によって、少し以前にバプティスト派教師を苦しめたリイ大佐の査問委員会に付託された。18日ラムは、‘多数の良心的な人びと’にともなわれて委員会に出頭した。かれらのうち、‘この事件にひじょうに積極的であり’2年まえからオーヴァトンの仲間であったニコラス・チューと、リルバーンの友人タリダ少佐の2人が投獄された」。<sup>10)</sup> しかし平等派はなおも活動をつづけ、5月末まで3回にわたる請願を繰り返した。<sup>11)</sup> 一方庶民院もまたこれら請願活動にたいして頑なに門を閉し、ついには庶民院決議(94対86)により5月22日ウェストミンスターのパレスヤードとシティの取引所前で絞刑吏による『大請願』コピーの焼却という挙に出たのである。

この『大請願』にたいする庶民院の強圧的態度が、平等派の指導者、とくにリルバーンをして庶民院攻撃への決定的な姿勢をとらせたのである。リルバーンは、1645年夏の庶民院との対立関係<sup>12)</sup>の後しだいに庶民院への歩み寄りの態度をみせ、その分貴族院と国王への攻撃を強めていたが、庶民院のリルバーンへの態度は変らなかった。リルバーンは、『大請願』などで生み出されてきた、署名活動を通じての各Congregationsに基盤をおく大衆運動を今後の闘争の一方の柱（もう一方は、後述するニュー・モデル軍の内部に基盤をつくること）と考え、既成の庶民院による改革の期待をふり捨てた。そして庶民院を人民の手によって改革すること、すなわち庶民院議員の新たな選出を行い、この改革された庶民院が人民の主権委託者として、真の政治改革を実行する担い手となるべきことを目指すに至った。こうしてリルバーンと平等派の活動の重点は、選挙制度改革<sup>13)</sup>へ移行して行く。5月末に出版されたと思われるリルバーンの『保証できぬ軽卒な宣誓』<sup>14)</sup>（この文書は、庶民院の『大請願』焼却に対する反撃として出版された。）において明らかに言及されている。ここでリルバーンは、庶民院の任期を1年とすること。選挙区の議席数の再配分——とくに選挙区の負担する税金の額に比例して行うことなどを主張しはじめる。<sup>15)</sup> とくに税額比例による議席配分は、後述するようにアイアトンの起草による『軍の主張』<sup>16)</sup>と同様の内容であることに留意しておく必要がある。これは後のパトニー討論の時に露わになった軍幹部と兵士代表—平等派との間のデモクラシー原理に関する決定的対立に比して、その実際的な政治改革プログラムには、ほとんど大きな差異がなかったことを示す一例である。

1647年2月から3月にかけて、平等派の活動方針がロンドンなど都市のCongregationsに拠点をおいた大衆運動路線に進展したことは先にのべた通りである。そしてこの路線の必然の結果として庶民院との対立、ひいては庶民院の改革というプログラムが生まれたが、これと同時に1647年5月末までには、平等派の指導者達は、その政治的基盤をニュー・モデル軍の下士官、

一般兵士層におくことを確認した。<sup>17)</sup> これはすでに4月20日付のある報告にみられるように、軍隊には「リルバーンの書物はまるで法律のように引用され……全軍はリルバーン一色になっていた」<sup>18)</sup> こと、また4月26日の別の報告でも、「バクスターは、一般兵士の中にすでにひろく、オーヴァトンとリルバーンのパンフレットが普及していることについて語っている」<sup>19)</sup> ことなどからみて、兵士層の平等派への傾倒の程度は相当進んでいたことをふまえたものであろう。1647年現在、議会をしのいでイングランドにおけるもっとも有力な政治権力機関に成長したニュー・モデル軍は、その独特の建軍精神により、ピューリタン革命の中心的担い手としての自覚を末端の兵士までもっていた。とくに信仰の自由ひいては思想の自由にたいする強い要求を打ち出したピューリタニズムにより、兵士の日常生活では厳格な信仰生活と自由な宗教活動や言論活動が認められ、その結果として当然ながら平等派のプロパガンダを含む、活発な政治活動も認められていた。<sup>20)</sup> 兵士の出身階層は、平等派を構成するメンバーにもっとも近いものであり、宗教的にも多くはバプティスト派に所属していた。<sup>21)</sup> かくして平等派の指導部は、ニュー・モデル軍の一般兵士に平等派の政治プログラムを滲透させ、それを兵士の下からの要求として軍幹部を突き上げ、軍の力をして長期議会を解散せしめ、新たな選挙による新議会の構想を画いていた。リルバーン自らも、こうした意図を明らかにした内容の文書<sup>22)</sup> を発表している。またかれはこの中で、6月5日に発表された『軍の厳粛な契約』<sup>23)</sup> を支持すること、兵士の代表たる〈連絡委員〉を絶えず改選し、かれらが軍幹部にとり込まれないよう注意をうながした。〈連絡委員〉とは、各連隊よりそれぞれ2名が兵士の中より選出された兵士代表であり、軍幹部と兵士との間で話し合いが行われる場合の交渉委員である。この制度は、平等派の働きかけによって急速にニュー・モデル軍全体にひろがり、その委員の大半が平等派であった。〈連絡委員〉は *adjutors*<sup>24)</sup> の意であり兵士の *agent*<sup>25)</sup> として機能したが、一般には誤って *agitor* と誤記された。(以後「アジテーター」または兵士代表と表記)。リ

ルバーンは、アジテーターを選出するための政治的意味をつぎのように説明している。すなわち、ニュー・モデル軍は議会の支配的な徒党〔長老派〕によって解体と左遷の危機に直面しており、それゆえこの誤った議会の指示（軍の解散とアイルランド遠征）を弾劾し、不正や圧制、不正義にたいして不服従の態度をとっている。こうして社会的秩序が解体し〈自然状態〉になったので、軍は自己の保存と安全のために剣をとるのである。「そして今や自然・理性・正義より出て、人々の中の一般的同意と一致によって協定に達した社会の原理に従って行動すべきである。その原理においては、歩兵・騎兵の区別なく兵士一人一人が、かれらの問題を処理する人々を自由に選ぶための投票権を持たねばならない。そうすれば問題を処理する人々〔委員〕の行うことに服従し屈服することから自由になるであろう」。<sup>26)</sup>ここにみられるルバーンのもっとも強調する点は、代議政治につきものの、選出するものが選出されるものに支配されるという弊害を、いかにして除去するかということであろう。ルバーンはこうした弊害の最たるものを、長期議会の議員達の行動によって痛切に知っていたがゆえに、真の人民主権の確立による代表選出のあるべき姿に拘泥するのである。これは1645年10月に出版された、ルバーンとその友人達の手になるトラクト『イングランドの生得権擁護』<sup>27)</sup>や、さらには1646年7月に出版されたオーヴァトン（およびウォールウィンやヘンリー・マーティン）の手になる『幾千人もの市民の抗議』<sup>28)</sup>などで主張している論点をひきつぎ具体化したものである。この二つのトラクトは上記の点につき、以下のようにのべている。「議会の権力は、信託を与えた人々によって制限される。議会は好むままにではなく、義務に従って行動しなければならない」。<sup>29)</sup>「われわれが諸君を議員に選んだのは、あらゆる束縛からわれわれを救い出し、国家を平和と幸福のうちに保つためである。この理由の実現のためわれわれは、自分たちが同じ目的のためにもっているのと同じ権力を諸君に持たせたのだ。もしその方が好都合だと思えば、われわれは諸君なしで自ら正当に目的を果したであろう。……われわれが諸君の主人で

あり、諸君はわれわれの代理人である」。<sup>30)</sup>

かくしてニュー・モデル軍の一般兵士を基盤とする平等派の議会攻撃がたかまる中で、6月5日ニューマーケットにおける軍総集会 (general rendez-vous) で『軍の厳粛な契約』<sup>31)</sup> を決定した。この宣言で「異常な、だがこの場合に必要手段」で団結したのは、軍が議会の不当な態度に反対せざるをえなかったためであり、軍の正当な要求が満されない限り、解散しないという決意を示した。この後軍は積極的な政治介入を進めていくが、その最初の要求は、長老派の中心メンバー11名の庶民院議員辞任であった。軍はこの要求実現のため、議会の命令を無視してロンドン進撃の動きをみせ、ロイストンからセント・オーバンスをへてアクスブリッジへと進んだ。この軍の示威の前に11名の議員は辞任した。このため軍は、いったんレディングへ後退し、6月14日この地において『軍の主張』<sup>32)</sup> を発表した。これは軍としては、最初の政治的見解の表明である。この宣言は、後にのべるように軍幹部の中心人物のひとりヘンリー・アイアトン (Henry Ireton, 1611-51. 1643年以来クロムウェルの腹心の部下。ネーズビー会戦の前にニュー・モデル軍の兵站総監 the Commissary-General, すなわちニュー・モデル軍騎兵隊副司令官に任ぜられる。1646年クロムウェルの女婿となり、またこの年庶民院議員となる。軍幹部を代表する論客であり、平等派のもっとも手ごわい論敵である。) の手になるもので、その内容は全体として平等派の主張に近いものである。しかしレディングにおいて『軍の主張』を発表したあと、クロムウェルら軍幹部は議会との決定的な対決にふみきるまでにはいたらず、この地で情勢の推移を見守る態勢であった。こうした軍幹部の態度をみて、いったん辞任した11名の長老派議員が再度議会へもどり、これがために兵士や平等派を刺激した。かれらはロンドンに軍を進め、武力によって議会の解散を主張した。そこで7月16日レディングでは、こうした事態に対処するための軍総評議会が開かれた。この会議で軍幹部は改めて軍の要求を議会へ提出することを提案し、一方兵士代表らは会議打ち切りとロンドン進撃を主張、両者の対立は



公然化した。7月18日平等派の指導者のひとりオーヴァトン<sup>33)</sup>は、『墮落した庶民院を越えて——自由民一般への訴え』<sup>33)</sup> いわゆる『自由民への訴え』を出版し、軍を政治改革のための指導的機関とし、また議会の暴政にたいする人民の抵抗権を主張して26カ条の要求をかかげ、間接的に軍幹部を批判しつつ、力による改革を呼びかけた。軍幹部はこうした中で兵士達を説得し、再びアイアトンが筆をとって『提案要綱』<sup>34)</sup> の名称で軍の要求をまとめた。この時ロンドンでは長老派の巻き返しがはじまり、武力による力の対決姿勢をとりはじめたので、議会内の独立派議員58名と上下両院議長などが軍の庇護下に逃れた。8月1日軍は『提案要綱』を公表し、同時に長老派に対抗して8月6日にロンドンへ入城、独立派議長の復帰と市内の秩序回復を果たした。この間にも『提案要綱』の内容に不満をもつ平等派や一般兵士は、議会から長老派議員を追放することを中心に強硬路線を再確認し、10月15日には、こうした兵士達の要求として『正確に述べられた軍の主張』<sup>35)</sup> を発表した。このように軍の内部には、明瞭な二つの見解が並存したため、軍はパトニーにおいて、10月28日この対立に決着をつけようと総評議会を開くのである。

## 2 軍幹部 (Grandees) の動き

すでに述べたように、1647年2月から3月にかけて長老派主導によるニュー・モデル軍削減とアイルランド派遣の議会決定は、軍と議会の対立を深める要因になった。「[兵士たち]はこう思っている。われわれが武装しているときでさえ、忠誠な勤務にたいしてこうした軽蔑が与えられるのならば、解散させられた後にはどんな扱いを受けるだろうか、と。私に確かにいえることは、軍をこんなに刺激する結果になった感情的で乱暴な見解は、破壊的な結果をもたらすことになるとおもわれる。」<sup>36)</sup>とアイアトンはこの当時の軍の雰囲気を手紙にしたためている。しかし軍の議会にたいする反発は、一般兵士において過激であり、軍幹部においてはより穏健であった。ニュー・モデル軍司令官フェアファックスは、議会の説得に原則的に従うことを承諾し、

クロムウェルも不満ながら反対はしなかった。しかし下士官・兵士の強い反発に押され、軍は兵士達の経済的困窮を訴える内容の請願を庶民院に行ったが、デンジル・ホールズなど長老派の強硬な反対により却下された。対立が深まるなかで、議会は4月末にようやく兵士への未払い分の給料を一部支払うことを約束し、また若干の部隊にはアイルランド遠征を承諾させさせた。議会のこうした動きを、軍内部の切り崩しとして警戒した下士官や一般兵士達は、いっそう結束を固めるため連絡委員（アジテーター）を選出し、上級者からの諮問機関的性格をもつそれまでの軍会議（Council of the Army）に代り、前述のように兵士代表を含む軍総評議会（General Council of the Army）を結成した。議会はアジテーターの存在を強く非難したが、5月15日軍はこれに応じて『軍の宣言』を発表、さらには長老派の手になる独自の民兵組織が結成されはじめると、5月31日、軍はニューマーケットに総集会を開いてこれに対抗した。この時クロムウェルは、虜われの身の国王が長老派と結びつくことを恐れ、500名の騎兵隊をホーンビーへ派遣し、国王をニューマーケットの軍司令部へ連行した。

1647年6月は、ニュー・モデル軍のデモクラシー意識が昂揚した時期である。「6月の民主主義神話」<sup>37)</sup>（ブレイルズフォード）といわれるゆえんである。全体として平等派の改革プログラム——軍の力による議会解散と総選挙、および新憲法の制定——に関するプロパガンダは、軍および都市大衆にひろく滲透していた。このプログラムの実行には当然武力の行使を伴い、その結果反国王陣営は決定的に分裂し、再び内戦の危機がたかまってくるのは必至であった。独立派右派ともいべき軍幹部層は、長老派の軍にたいする仕打ちには反発し、また軍の自立を維持することを前提にしつつも、危機を回避するため軍と議会および国王も含めて三者の和解をはかろうとした。この方針を進める役割は軍幹部の中心人物のひとりヘンリー・アイアトンにゆだねられた。彼は『軍の厳粛な契約』（1647. 6. 5）、『軍の主張』（6. 14）、『提案要綱』（7. 17作成、8. 1議会へ手交）をつぎつぎと起草し、平等派のプログ

ラムの一部を受け入れつつも平等派の理論攻勢に対抗して軍幹部の理論的リーダーとなった。以下前節にみた平等派のトラクトと対比させる意味で、アイアトンの3点にわたる文書の内容を中心に検討する。6月5日の軍総集会で可決された『軍の厳粛な契約』は、給料の支払い、圧制からの解放、内戦中の軍人の行動の責任を問わないことなどの諸点を、議会が保証することを要求したものであった。そしてこの保証がえられない限り、軍はアイルランドへも行かず解散にも応じないということを全軍の総意として宣言している。これは軍が「異常な、だがこの場合は必要な手段で」団結したものであり、軍の正当な要求が認められないがゆえのものであって、議会を否定する意図をもつものではなく、「全国民のための共通な平等の権利、自由、安全の確立」に努力するものであることを強調している。<sup>38)</sup> この『厳粛な契約』には、公表前日ロンドンから軍司令部におもむき、身をもって議会に背き軍につくことを表明したフェアファックスやクロムウェルなど最高幹部も、一般兵士ともども賛意を示したのである。この時期には、(平等派の急速な台頭にたいする政治的配慮を働かせていたとはいえ) 軍幹部(独立派右派)の路線は、平等派のそれに極めて近いところにあったといえよう。ただしこの『厳粛な契約』の末尾には、軍が無政府主義的であり、長老制教会を否定し、独立派政府の樹立をはかり、宗教的無秩序を生み出すという「世の誤解」にたいし、後に弁明の文書を発表するとつけ加えている。<sup>39)</sup> ここに列挙された事項は、つねづね長老派が平等派にたいして投げつけていた非難であり、こうした点に配慮を働かせたアイアトンの意識の一端がここに見うけられるといえよう。アイアトンのいう弁明の文書とは、6月14日に発表された『軍の主張』である。これが軍の名で出された、最初の政治的文書となった。ここで軍は、はじめて、これまでの軍の宣言にみられたような給料問題、遠征問題、軍の解散問題などの個々の事項を議会に請願するのではなく、高度な政治改革プログラムを提起したのである。軍は「たんなる傭兵」から「人民の正当な権利と自由を擁護する」政治的存在へ自らの立場を高めたわけである。<sup>40)</sup> その改

革プログラムは、9カ条にわたるものである。1 反逆者、汚職行為者、不正選挙当選者などの議員の追放、2 軍を非難するものの処罰と国王派の陰謀の阻止、3 議会3年任期法の実施と選挙、4 議会の休会や解散の権限は、議会の意志にのみより国王にはない、5 選挙区の改正、6 人民の議会請願権の保証、7 内戦中停止されていた地方自治の復活、8 議会予算、会計の公表、9 国王派に随うものが話し合いに応じた場合の大赦令の発布、などである。この文章は最後に信仰の自由を求める一文でしめくくられているが、この9カ条提案は、第4条以外は軍として全くはじめての要求である。これらの要求の全体から読みとれる主要な論調は、一言でいえば議会の権限をいかに抑制するかという点にあらう。第5条にあるように、「将来の議会選挙における議席配分」で、「王国の共同の租税負担において各自治体に割り当てられた額に比例して」各自治体の議席数を再配分することという提案は、<sup>41)</sup> 従来各自治体一律2名の議員を選出するといういわゆる自治体代表者の性格を、租税負担に比例した代表、すなわち有産階級中心の代表へ変更することを意味する。これは独立派の基盤をなす独立生産者層の政治参加により、伝統的勢力の議会占有を防止しようとするものである。<sup>42)</sup> 「議員への投票の現行配分はあまりに不平等であり、衰退した小さな町の市民（彼らのわが国における利害関係は、ほとんどの場合、普通の村を超えるどころかそれ以下でさえある）が、議会における権力者たちに、私利私欲に役立つ党派を形成するためのあまりに多くかつ明瞭な機会を与えるのであり、それゆえ全体の共同の利益が配慮されず平等につくられてもいないために、われわれは以下のことを求める」<sup>43)</sup> として上記の税額に比例する議席再配分を要求しているのをみれば、それは明らかである。

長老派に牛耳られた議会は、ニュー・モデル軍の解体とアイルランド派遣については見送りを決めたが、それ以外の経済的要求や政治的要求など軍の要求すべてを却下した。こうした議会の態度にたいし、軍の内部にはいらだちの気配があらわれ、武力によって議会改革を行うためロンドン進撃を主張

する軍内部の平等派的主張がクローズアップされた。しかし軍幹部は、こうした軍事行動に慎重であり、兵士代表との間に情勢判断の相違をとまなう見解の対立が明らかになりはじめた。そこでロンドン進撃をめぐる議題を中心に、7月16日、軍はレディングに軍総評議会を開き討議を行った。<sup>44)</sup> 席上兵士達は「ロンドンへの進撃なくしていかなる提案も無益である」、「会議にはもうあきてしまった」といい、11人の長老派議員の追放、軍人給与の支払い、リルバーン釈放など従来からの要求を5項目にまとめてくり返しつ「すべての要求はロンドン進撃なしには無効である」<sup>45)</sup> と宣言した。これにたいし軍幹部は、ロンドン進撃を窮極の手段あるいは「必然の道」<sup>46)</sup> (クロムウェル) としてとらえ、それに至る前に検討すべき種々の前提条件を無視することは出来ないと主張した。軍が政治に介入するためには、「様々な問題を考慮しなければならない。たとえばそのひとつはわれわれが権力を握ったとき、それをもって何をしようとするのかということである」<sup>47)</sup> (アイアトン)。そのためには、『軍の主張』をさらに明確化した政治プログラムを提出する必要がある。アイアトンは、そのために『提案要綱』を起草中であった。これは平等派の5項目要求のような議会への要求のかたちをとるものではなく、国家体制 (Civil Constitution) そのものにかかわる憲法的性格をもつものである。「平和の実現のためには、唯一の効果ある方策は、われわれ軍人がその方策を自らの手にもつことによって有効となる。平和がいやしくも実現可能なら、それは人民の共同の権利と自由のための、そして国家における確実な平和のための基礎をつくるべき規範たるべきものを設定することによらなければならない」<sup>48)</sup> これは明らかに、ニュー・モデル軍による国家の改革を目指した発言であり、プロテクター政府樹立に至る軍幹部の意志の表明であろう。しかし、このレディングにおける軍幹部と兵士代表の話し合いは一致せず、双方の折衷案<sup>49)</sup> が7月17日ようやくまとめられた。

この後、それまでアイアトンの手でねられていた『提案要綱』が公表された。この文書は主要項目16カ条 (政治制度改革案) と付録5カ条 (市民の日

常的不満に関する改革提案) からなるもので、ほぼ『軍の主張』の路線をふまえている。内容は、冒頭第1条～3条において選挙制度改革を提案し、各選挙区の租税負担額に比例する議員数を配分(『軍の主張』と同主旨)することを主張している。ただし選挙権有資格者の身分や財産制限にはふれていない。<sup>50)</sup>(この点は後のパトニー討論の大きな争点のひとつとなる)。また『提案要項』承認後議会はただちに解散し、任期2年の新議会を選挙することをつけ加えている。つづいて民兵軍は10年間議会の指揮下におかれ、それ以後国务会議(Council of State)によって監督されることをあげている。またこの国务会議は過去の枢密院と同様外交権を有するが、宣戦・講和など最も重大な外交問題は、議会の助言と承認なしには執行出来ないと規定する。また国务会議の委員は信頼できる人物でなければならず、7年以上在任してはならないことをもつけ加えている。これは1649年2月14日に成立した国务会議と議会の関係からみても議院内閣制の創始を示す項目<sup>51)</sup>である。『提案要綱』はまた第11条および第12条において、教会聖職者と世俗官吏の権限に関する範囲の設定および相互不可侵、あるいは共通福音書強制使用などのあらゆる宗教的強制を否定している。そして第14条では、国王およびその一族の身柄について、「彼らの私権を縮小することなく、また上述の諸カ条による制限以外の大権行使制限を受けることなく、わが国における安全、名誉、自由の状態へ復帰させられる」とのべ、国王派への歩みよりの姿勢をみせている。『要綱』の最後の第15条と16条は、内戦中の反乱者の大赦を約束したものであり、また付録の5カ条は、国民の権利の確認(日常生活の必需品への課税廃止、独占の禁止、一割税の改正、司法制度の改善など)を求めたものである。<sup>52)</sup>

アイアトンの起草したこの『提案要綱』は国王に提示され、また軍総評議会の委員会での修正を受けた。できるだけ広範な各派の意向をも満足させるような内容を目録むアイアトンは、とくに国王との妥協に期待をかけた。長老制に反対する点では、独立派も国王も共通している点がかれの拠り所とな

っていた。しかし国王は、最初この内容に賛成しながら、公式に回答する時になって突如として『提案要綱』を全面的に拒否した。<sup>53)</sup>『要綱』は、王の承認を得ることなく、8月1日議会へ提出された。しかし議会にはそれを審議する余裕はなかった。それより早くニュー・モデル軍が8月6日にロンドンへ入り、長老派議員11名を追放したからである。長老派議員追放後に聞かれた議会は、それでも、1646年7月のニューカッスル提案<sup>54)</sup>を再び国王に提示したが、長老制教会樹立の一項があるこの提案を国王は受け入れるはずはなく、軍幹部のねらう事態收拾は一頓挫した。国王から拒否された『提案要綱』は、また当然のことながら平等派からも批判された。平等派にとってこの文書の内容は、国王と貴族あるいは主教制にたいして不当に寛大であるばかりか、第14条の国王大権の承認は（たとえ条文に国王があくまで議会優位を認めることによってのみ復権するとあっても）絶対王制への逆行としてしか受けとれなかったのである。<sup>55)</sup>

1647年9月に入ると、軍幹部は再び国王と交渉を再開する動きをみせはじめた。平等派はこの動きに反発し、『提案要項』にたいする対案を提示することによって軍幹部の動きを牽制するため、あらたに『正確にのべられた軍の主張』<sup>56)</sup>を発表した。『提案要綱』が主項目16カ条と付録5カ条を有するのにたいし、『主張』は7カ条の原則的項目と当面の諸要求15カ条からなっている。両者に共通する項目といえば、議会の解散、2年毎の選挙、信仰の自由、消費税の廃止、独占の廃止、大赦命発布、未払い給与の支払いなどである。しかしこの二つの文書の間にある決定的な相違の第1点は、『主張』において「すべての権力は根源的かつ本質的に、この国の人民全体に存する」<sup>57)</sup>という人民主権の原則をはっきり打ち出していることであり、また「軍隊と自由民の生得権 (birth-right)」を主張、国王や貴族院には全く言及せず庶民院の権力を人民主権の代行機関として至上のものとしていることである。<sup>58)</sup>これにたいして『提案要綱』は、人民の自然権については何もふれず、また国王や貴族院に統治の権限を制限をつけつつも認めている。<sup>59)</sup>相違

の第2点は、『主張』が「21歳以上のすべての自由民——犯罪によって自由を失ったものを除く——が選挙民たること」<sup>60)</sup> という普通選挙権を要求しているのに対し、『提案要綱』は租税額による議員数の改正を求めているにとどまる。<sup>61)</sup> 第3に『主張』は10分の1税廃止を要求<sup>62)</sup> しているが、『提案要綱』は「10分の1税による聖職者維持という現在の不公平で繁雑な不満の多い方法を検討し、何らかの方策をとること」<sup>63)</sup> として含みをもたせた内容になっている。その他『主張』が要求する法の改正や 囲込み共有地の開放も、<sup>64)</sup> 『提案要綱』には見当らず、これら諸点の相違は、後にパトニー討論で議論の焦点となっていく。

ニュー・モデル軍の内部には、このように明らかな相違点をもつ政治改革プログラムの二つの流れが生み出された。ほぼ平等派の思想にそってつくられたといえる『主張』は、先に『提案要綱』が軍総評議会の討議にかけられその承認をうけたのにかんがみ、それをのり越え新たな全軍の意志として承認されることを求めて、総司令官フェアファックスのもとに提出された。フェアファックスはこの文書を総評議会の討議にゆだね、こうしてパトニー討論の幕が開かれた。

## II

### パトニー討論

——デモクラシーに関する二つの論点——

ニュー・モデル軍の総評議会 (the General Council of the Army) は、1647年6月5日に採択された『軍の厳粛な契約』にもとづいて組織された軍幹部 (Grandeers) と兵士代表 (agitators) からなる合議機関である。それは政治の全般的問題を討議する場でもあり、同時に兵士の諸要求を軍幹部につきつけ交渉する場でもあった。軍幹部はこれを司令官の諮問機関とみなしていたが、兵士代表はこれを軍の最高意志決定機関と考えていた。しかしこの短命 (軍総評議会は、およそ9カ月程しか機能しなかった。) に終わった試みも、



近代デモクラシー創草期の歴史的な実験としてみれば、極めて重要な検討対象であることは論をまたない。ニュー・モデル軍自体の構成が、身分制を否定し、原則的には能力主義で指揮官を選び、そのうえピューリタンの信仰によって結びついた平等意識の強い空前の革命軍であったことこそこの軍総評議会を生み出した第一条件であろう。だがそれにもまして、この当時のピューリタン達とくに独立派が集会 (Congregation) をもちそこにおいて活発に宗教的、政治的議論を行う慣習があったこともより重要な前提であろう。こうした集会における討論を通じて政治活動を進めるピューリタン達の実績があればこそ、軍隊内に軍幹部と一般兵士の討論集会を設けるという発想が生まれかつ実現されたのである。1647年10月28日、当時軍の司令部がおかれたパトニーにおける討論は、数ある総評議会のうちでも最も重要なケースであろう。この討論の記録は、フェアファックスの秘書ウィリアム・クラークによって速記され、それがファース<sup>65)</sup>やウッドハウス<sup>66)</sup>の編集によって(部分的とはいえ)出版されたことにより、われわれも当時の集会の雰囲気的一端にふれることが出来る。

総評議会は総司令官フェアファックスが病気のため、副司令官クロムウェルを議長として開かれた。会議の冒頭、平等派よりなる兵士代表団は突如『人民協約』なる文書を議長に提出しその審議を求めた。これはすでに発表された同趣旨の文書『正確にのべられた軍の主張』の再論であるが、この『主張』に盛られた雑多で不ぞろいな改革案や諸要求、あるいは抗議や非難の口調などを『協約』はすべて削除し、議会改革の方針と人民主権の思想を簡潔にして力強い調子でのべたものである。すなわち、議会改革案としては、選挙制度改革(成年男子普通選挙権)と長期議会の任期の限定(1648年9月末日解散)、および新たに選出された議員の任期を2年とすること、そして議会(庶民院)を国権の最高機関とすることである。さらに続けて『協約』は、議会といえども不可侵の人民の権利についてのべ、信仰の自由、強制募兵からの自由、内戦中の言動の免責、法の前での平等、法の公共性などをあげつつ、

これらは「われわれの生得の権利である」と宣言した。<sup>67)</sup>

この唐突に出された『人民協約』は、クロムウェルなど軍幹部には不意打ちであり、かれらは一様に不快な驚きを味わった。軍幹部達の思惑では、かれらを約束不履行（かつて軍総評議会の名において発表した諸改革案の不履行）のかどで批判している『正確にのべられた軍の主張』を審議するためにパトニー討論を行うのであり、その討論の場を通じて軍幹部の意図を兵士代表に周知せしめこれを説得することを予定していた。しかし兵士代表は、ここに至ってこれまでの軍による宣言をすべて白紙に還し、あまつさえ自らの『正確にのべられた軍の主張』（それはまだ抗議や要求という表現をとっていた。）をも破棄し、より明確な改革案を提示したのである。そしてこの改革案は、たんなる一時的改革案ではなく、宗教色を完全に一掃した新たなる〈国家体制〉(Civil Constitution)を目指すもので、明らかに憲法 (constitution law) 草案としての性格をもつものにまで煮詰められていた。こうしてパトニー討論は、軍幹部と兵士代表の“交渉”の場ではなく、階級的、政治的立場をふまえた思想的論争の場として歴史的色彩を帯びることになったのである。以下二つの論点を取りあげ検討する。

### 1 〈自然状態〉の意味をめぐる論争

平等派の思想を奉ずる兵士代表が憲法草案としての『人民協約』を提起したのは、当時の社会状況の認識にもとづく判断からである。すなわち、内戦の勃発と絶対王制の崩壊は、イングランドの伝統的国家体制が解体し、社会はいわゆる〈自然状態〉になったというものであり、ここからイングランドにまったく新しい国家体制を築く必要性を導き出したのである。会議の冒頭この『人民協約』についてクロムウェルが「まことにこの文書は、王国の統治そのものの重大なる変革を意味している。国家成立以来の統治〔様式〕の変革とさえいいうるであろう。」<sup>68)</sup>とのべたのもむべなるかなである。〈自然状態〉——ホッブスの著書で名高いこの言葉は、当時にとっては既成の秩序の決定

的解体を表現するものとして広く用いられていた。平等派と兵士代表にとってこの〈自然状態〉における人民の唯一の拠り所は、人間の生命を自ら保持する権利、すなわち自然権であり、この自然権こそ国家権力からの不可侵を保証すべきものであるがゆえに、この不可侵性を保証した憲法こそ新しい国家体制の基礎とならなければならないと考えていた。こうした兵士代表の考えには、リルバーンののべたイングランドの現状認識が明瞭に反映されている。

「〔ファアファックス司令官〕とその軍隊は、上下両院の障害物にしてかつ支配的徒党〔長老派〕が軍を破壊し王国全体を奴隷化しようとしている点に留意して、上下両院の指示や命令を批判するにとどまらず、積極的にそれらの指示や命令を不正や圧制的なものや不義なるものとして服従しないのは当然である。そして今やかれらは〔国家の伝統的秩序が崩壊し〕原初的自然法 (original law of nature) へと解消したので、自然、両院の慣習、過去の諸宣言がともに教示し認めているように、自己保存と安全のために剣をとったのである。そしてまたかれらの自然、理性、正義より出て、人民の間の一般的同意と相互の一致によって合意された社会的原理に従って行動するのである。」<sup>69)</sup>

かくして〈自然状態〉をめぐる論争がはじまった。それは、はたしてイングランドの伝統的統治体系が崩壊したか否かをめぐっての認識の問題から、あるべき国家の体制にまでおよんだのである。

軍幹部の側からこの点について見解をのべたのはアイアトンである：

「この王国の共同の権利と安全に一致するかぎり、王の肉体およびかれらの権利をも存続せしめるべきである。……王の政府、あるいは貴族による政府は……現世のもつとも正統な政府である。」<sup>70)</sup> 「法律は庶民院のみによって制定されるばかりではない。それが法としての効力を発するためには、国王と貴族院の同意が不可欠であり、したがってイングランドの伝統的な国家体制を根底的に変革することは、出来るだけ避けるべきであ

る。』<sup>71)</sup>

アイアトンにとっては、現下の事態は伝統的秩序の混乱した緊急事態であり、〈自然状態〉ではない。そして当面の混乱した事態を治め、秩序と安定をはかるための現実的政策こそかれの求めるものである。

アイアトン：『提案要綱』において、われわれは平和にとって不可欠なものを提案した。』<sup>72)</sup>「それは安全 (safety) を尊重することを希望したものである。それはわれわれの肉体にたいする安全、われわれの自由にたいする安全を意味する。これこそ永遠の法となろう。そしてこのような安全に一致するかぎりの実定法的体制 (Positive Constitution) を認めようではないか。』<sup>73)</sup>

アイアトンはこの発言からも読みとれるように、権力をもち統治するものの立場にたって状況をみる。そしてその立場からする基本原則を〈安全〉 (safety) におく。このようにとらえられた〈安全〉の概念は、統治者として果すべき義務であると受けとめられる。ここから国家権力の拘束を排除することによって十全となるべき自然権を主張する平等派や兵士代表 (被支配者の立場にたつ) との論点の相違が明らかになる。軍幹部にあっては、かれらが支配の場に立つとき何がかれらを拘束するかを明らかにしなければならない。それはかれらにとって、その支配を円滑に進めるための現実的な配慮である。クロムウェルが「いかなる義務 (obligations) がわれわれに課せられているのか。またわれわれはそれにどこまで拘束 (engaged) されているのか。』<sup>74)</sup>という点を討議の最初に提起したのも当然であろう。ここでいわれる〈義務〉とは何か。

アイアトンはいう：

「たとえ人が何事か正当ではないことを約束したとしても、つまり邪悪なことや、それを為すことが罪になることを約束したとしても、人はその約束したことを果さなければならない。』<sup>75)</sup>

アイアトンは、1674年4月以来、自己の起草になるいくつかの軍の宣言の

基本線を守り、またそれらの包括的表現である『提案要綱』の路線を一步もゆずるつもりはなかった。かれは契約の絶対性を打ち出して防戦した。もし平等派のいう〈自然状態〉を認め、既成のすべての“契約”的事項が御破算になることを認めれば、以後のすべての政府は人民のリコールの脅威に恒常的にさらされる。契約の絶対性に依拠し、また既成の権威への恭順の姿勢を示す独立派軍事幹部達を単純な保守主義者とみることが出来ないのは当然である。(チャールズ一世を処刑したのは、ほかならぬ彼らである。)

こうした軍幹部の発言や姿勢は、当然兵士代表からの反発をかった。

フェアファックス騎兵連隊兵士代表エドワード・セクスビーはいう：

「われわれがこの王国と契約しわれわれの生命を賭したのは、まったくわれわれの生得権とイングランド人としての特権を守るためのものだったのである。ところが〔アイアトンの〕今の発言によればそうした権利は存在しないということである。われわれ数千の兵士達は命を賭けて戦ってきた。われわれはこの王国で土地資産をほとんど所有していない。だが生得権はもっている。しかしこの王国に土地をもつものでなければ、この国では権利がないということだ。われわれは騙されたのか。この王国にたいし何の権利もないのならわれわれはただの傭兵にすぎなかったのか。私と条件を同じくするものは多い。かれらは現在はほとんど土地をもたないが、それでもかれらの命令者たるその御二人〔クロムウェルとアイアトン〕と同様、またここに出席している人々と同様生得権をもっている。私の決意を一言でいえば、私は自分の生得権を誰にも譲る気はないということだ。どんな障害やたくらみがあろうと誰にも譲るつもりはない。もし貧民に生得権が与えられないなら……それは最大のつまづきとなるであろう。」<sup>76)</sup>

こうした自然権・生得権の優越性に依拠しつつ、別の兵士代表は、軍幹部の契約絶対説を次のように反駁する：

「ひとは誰でも、契約が事実上公正を欠いていることが判り、また自分の良心にとってもそう思われるときには、その契約を破棄してもよいので

ある。私はたといかなる期待や義務を負わされていようとも、もし後で神が自らを現わし給いて〔啓示を与えられれば〕、たとえ一日に百の契約をしたとしてもすぐに破棄するであろう。〕<sup>77)</sup>

新たな実定法的自然権を求めるこうした平等派的主張は、そのまま国家体制の‘人為的再編’を要求する声となる。論争はここから、理念と運動の微妙な境界をめぐる認識の問題に入る。それはリンゼイの指適する次のような点である。兵士代表は、かれらにとって問題なのは既にどのような契約をかわしたかということではなく、なにが正当かということである。だが「このなにが正しく、正当なのかということは、じつは……かれらがなにを正しいと思ひ、なにを正当と考えるかということに」なるのである。「つまりこのように道徳的原理が絶対視されると、それが実際に適用されるに際しても、同じく絶対的なものとして通用させようとすることになる」「これは歴史的な諸事情や現存する義務体系を考慮することを必要としなくなるものである。しかしこの民主主義の精神的原理は、現実の場に移されてみると、変哲論者達のたは言になる。〕<sup>78)</sup>

アイアトンが攻撃したのは、こうした点であった：

「私は、ひとびとが思慮の浅い漠然とした考えだけによって、正しいとか正しくないとか各自が判断し、そしてすべての契約を破棄してしまうとのべているのを聞いて、そこから結果するものがいかなるものか考えるだけでも慄然とする。……もしあなた方が自然法にのみ訴えるのなら、まさにその自然法によってこの国土やその他のすべてのものにたいし、あなたがたのもつ権利は、私のもつ権利と同等であるはずだ。それなら私も、あなた方と同じように私の生存を支え私の望む満足を与えてくれるすべてのものを確保する権利を有することにならないか。」「またあなたがたのいう‘すべての人々’という言葉のなかには、外国人も召使も含まれていないのはなぜなのか。〕<sup>79)</sup>

しかしこの攻撃と疑問は、平等派のいう〈人民〉概念にたいするアイアト

ンの無理解から派生している。平等派にとって〈人民〉とは、必ずしもあるがままのイングランド人民全体を意味してはいなかった。それは『人民協約』(An Agreement of the People) えいう名称にも示されているように、かれらはその内容を受け容れそれに署名<sup>80)</sup>するものを〈人民〉と考えたのである。すなわち自然権を自覚的に受けとめ、その内在的論理によって行動する(自然法に従って行動する)個人こそ〈人民〉であり、こうした〈人民〉に主権が備っているのは当然のことと考えていた。主権者としての人民は自然権を保持するため「自然法により」、自己の自然権の一部を政府に権力として信託するのであり、こうしたこともまた独立した個人の自覚的行動たるべきものとして考えられていた。個人は生れながらにして、そのまま〈人民〉であるのではなく、自覚的に〈人民〉になるのである。この論理によれば、当然ながらイングランド全土には、〈人民〉ではない人間が存在することになる。むしろ人間が自由意志によって〈人民〉になること、それを追求し、そうした〈人民〉を拡大していくことこそ平等派の運動目的であり、ここには人間の徹底的な意識変革と新たな国家体制の構築とが直線的に結びつけられていた。だがこうした自己の自覚と責任により、ある集団に加盟するという組織論は、集団の内部の倫理的規範と紐帯を保持するには有効であるが、国家——それも複雑な歴史的経緯と重層的な社会構成をもつ〔近代〕国家にこの原理を適用するのは非現実的である。——少くともあるがままのイングランドの現状の混乱に、秩序と安全をもたらすことを使命とする軍幹部層には非現実的にみえたに違いない。

## 2 選挙権の範囲・財産・生得権などをめぐる論争

軍幹部は兵士代表の提案した『人民協約』の審議にたいして、『提案要綱』など一連の軍の発した宣言を具体化する点につき審議するよう提案した。その結果『人民協約』の審議途中に軍の諸宣言に関連する事項がある場合は、それを同時に論議することとなり、『人民協約』第1条から審議に入った。

## 『人民協約』第1条：

「イングランド人民は、議会における議員選出が、州、市、自治区によって、今日極めて不平等に配分されているので、住民の数に応じて公平に配分されるべきである。それらの人数、場所、方法に関する条件は、現議会の閉会以前に定むべきものとする。」<sup>81)</sup>

かくして議論は、ただちに選挙制度改革問題に入った。まずアイアトンがこの条件にある選挙について、選挙権保有者の範囲から質問をはじめた。<sup>82)</sup>これに応じて説明した平等派の士官トマス・レインバラ大佐およびマクシミリアン・ペティの発言は、近代デモクラシーの本質の一端をのべたものとして有名である。

レインバラ：

「私は協約に加盟するものがすべて〔選挙権保有者の範囲に〕含まれることを求めるものである。というのは、私の考えでは、たしかにイングランドにおけるもっとも貧しいものも、もっとも富めるものと同様生きるべき生命をもっているからだ。したがって実際のところ、ひとつの政府のもとで生きるすべての人々は、まずそれらの人々自身の同意によって自己をその政府にゆだねるべきだということは自明のことである。たしかにイングランドのもっとも貧しいものといえども、かれが参政権をもたない政府にたいしては、厳密な意味で自分をそのもとに従属させるよう義務づけられることはまったくくない。」<sup>83)</sup>

ペティ：

「その生得権を失っていないすべての住民は、選挙において平等な発言権をもつべきである。」<sup>84)</sup>

「協約に加盟するものが含まれる」という言葉から明らかなように、これは前節でふれた〈人民〉概念、すなわち『人民協約』に署名した個人の集団がまた選挙権を有することをレインバラが前提としていたことは明らかである。その意味では、これは完全な男子普通選挙権を求めた史上最初の声では



なく、実際には厳格な権利の限定を意味する発言ともいえる。当時ロンドンなど大都市の政治活動に容易に参加できる一部の〈人民〉とニュー・モデル軍の軍人を除けば、大半の一般庶民には『人民協約』は理解を絶した内容であり、革命的文書であった。それに署名することが、17世紀半ばのまだ多分に中世的因習の中にある多くの人々にとっていかに困難なことかは容易に想像出来る。その意味では、レインバラの発言を、現代に直接つながるデモクラシー原理の表明として単純化はできない。むしろここにみられる思想の顕著な価値は、平等派の一貫して主張した現状認識——すなわち〈自然状態〉のなかで人間は生得権、自然権を守るために国家をつくるため「社会契約」を結ぶ必要があるという点であろう。だが議論は、ストレートに選挙権の範囲そのものをめぐって白熱化した。

アイアトン：

「それが、この‘住民の数に応じて’（『人民協約』第1条）ということの意味なのか。それならば私はこういたい。もしあなたがたが選挙権をそのように広くとることを原則とするなら、それは私の考えでは、あなたがたは絶対的自然権（an absolute natural right）に逃避して、すべての実定権（civil right）を否定せざるをえなくなるであろう。……わが王国の政治の運営と、われわれが従うべき法を決定する人々の選挙を分担する権利は、いかなるものも——つまりわが王国における永続的固定利益（permanental fixed interest）をもっていないいかなるものもこれをもたないのである。」<sup>85)</sup> 永続的固定利益とは、年収40シリング以上の自由土地所有者（free-holder）と各種職業組合に属する自由人（the freemen of corporations）とである。<sup>86)</sup> 「私の発言の要点は財産に注目するものである。」 「神の法も自然法も私に財産を与えはしない。財産は人間のつくった制度である。私は財産をもっており、私はそれを享受する。そして制度はこのような財産の基礎となっている。」<sup>87)</sup>

「すべての権利は次の点にあらわれている。……われわれは契約（con-

tract) または協約 (agreement) のもとにある。そしてこの協約は、人が先祖から相続した土地——その土地は法によってその人に権利として割り当てられたものだが——の所有権に関するものである。その協約とは、われわれの間で平和維持のため、およびこの法を守るために協約してできた一般的権威のもとで、土地を享受し財産としてそれを保有し処分できるというものである。財産について、他人が自然法によって私の財産を奪いたいと要求する権利から私を守るもの——つまりその財産を、実質的にまた社会的に私のものとするのは法である。」<sup>88)</sup>

この発言でみるかぎり、アイアトンは財産権を実定法的に基礎づけている。その意味ではかれもまた社会契約の発想を表明したものととることが出来る。しかしアイアトンの契約概念はむしろ平等派のそれとは質的に異っていた。かれの場合「協約とは、われわれの間で平和維持のため、およびこの法を守るために協約してできた一般的権威のもとで、土地を享受し財産としてそれを保有し処分できるというもの」であって、伝統的な社会の慣習のなかから人間が安定した平和な社会の維持と、財産に裏づけられた生活の保証を求めて人間が契約を結ぶものである。こうした見地から平等派のいう自然状態における自然権＝生得権行使の発想をみれば、それはアイアトンには人間の無政府的欲望の合理化のための原理とみえたのであろう。

アイアトン：

「生得権とは、自然法によってすべてを要求することができるということを意味する（それなら憲法は破壊され、世俗の法律や制度も消滅する）。そして〔生得権を〕憲法に反してでも要求すべきものとすれば財産は失われ、人間があらゆるものを享受する基盤も失われる。にもかかわらず生得権を憲法の基本的部分であるというならば、生得権のごく一部を侵そうとするものや、それを望むものは破滅せよということになるであろう」。「それはこの王国のもっとも根源的で、基本的な国家体制 (civil constitution), とくに財産をもつものの国家体制を排除する。」<sup>89)</sup>

アイアトンは〈自然状態〉における人間の本質は、むき出しの欲望が解放される戦争状態であり、暴力による人間の殺し合いと社会的混乱が蔓延すると考える。これを回避し秩序ある状態に社会を保つのは、財産権の不可侵性を保証することなくしてはありえないとくり返し主張した。

平等派のワイルドマンらはこれにたいし、既成の法が征服者ノルマン人によってつくられたもの（Norman York 説）であり、爾来今まで人民はその下で隷属状態にあり、人民の自由の獲得は、すべてのイングランド人の自由な同意による政府をつくることにより可能であると反論した。また同じくセクスビーも、生命を賭して戦った兵士達は、財産をもっていないものが多いけれども、しかしかれらに全く権利がないはずはないとのべ、いまこの国で永続的固定利益をもつもの以外には権利がないというなら、われわれは騙されてきたのか、単なる給料目当ての傭兵にすぎなかったのかとつめよった。アイアトンは、兵士が戦ったのは、絶対君主の意志が法になるという危険を排除し、この国の利益代表によって運営される合法的統治のもとで安全に生活するためにも戦ったと反論した。<sup>90)</sup>

軍幹部と兵士代表の間の論戦は、これまでみてきたところからも明らかなように、ピューリタン革命全体の評価の相違から発している。（初期資本主義時代の独立生産者層の階級的利益を代表する軍幹部層と、それを切り崩そうとする平等派兵士代表の背後にある非有産階級との階級的対立が、この論争の大前提であることは論をまたないが。）平等派兵士代表にとって、この革命を推進する目的は自然権を取り戻すことにある。『人民協約』は「われわれの共通の権利と自由が明確にされる」ことをうたい、議会改革とその改革された議会が守り果すべき人民への義務を明記して次のようにいう。「これらはわれわれの生得の権利であることを宣言する……われわれはこれらの確固とした政治の原則が確立されることをながらく希求し、大きな犠牲を払ってそれをかちえた。」「自らの利益を理解すれば、この闘いに参加した

かくも多数の同胞が、われわれに反対するなど思いもよらぬことである。』<sup>91)</sup> このように人民に呼びかけ、ひとりでも多くの署名をえて協約をつくり、それを新しい国家の憲法草案とすることがこの革命の進むべき方向である。それを推進する主要な力がニュー・モデル軍にあることは明らかなので、軍の意志としてこの文書を公表することが平等派にとっては急務であった。その意味では、軍が長老派や議会あるいは王とあいまいな妥協に走ることは革命の挫折でしかない。パトニー討論における平等派の情勢認識は、このようにまとめられるだろう。しかし軍幹部にとってこの革命勃発の理由は、既成の国家体制が絶対王制によってゆがめられた結果であり、それを回復することをもってその闘争の目的としていた。「1人の人〔王〕の意志が法であってはならない。そしてまたわが王国の法は代表者達を選出しその選出は王国の多数者によってなされなければならない。ここに人々をして戦いに向かわしめた理由がある。』<sup>92)</sup>とアイアトンがのべていることから明らかである。ではかくも伝統的国家体制（議会の中の王）回復に執着した軍幹部が、なぜ国王処刑からプロテクター制樹立にまで進んだのか。またなぜ平等派がその過程で解体していったのか。その間の経緯をさぐる一つの鍵をパトニー討論の続編ともいべきホワイトホール討論の中に見出すこと、それがこの小論の次の課題である。

## (注)

- 1) リルバーンとオーヴァトン一家の不当禁固にたいする抗議請願。 *The Humble Petition of the Inhabitants of Buckinghamshire and Hertfordshire*, Mar. 1, 1647. 669. f. 10(115). [British Library, broadsheet number]
- 2) *To the Right Honourable and Supreme Authority of this Nation, the Commons in Parliament Assembled. The Humble Petition of many thousands, earnestly desiring the glory of God, the freedom of the Commonwealth, and the Peace of all men*, 1647. Haller, vol. III, pp. 399-405. Wolf, pp. 131-141.
- 3) Murray Tolmie, *The Triumph of the Saints*, 1977, (Cambridge U. P.) [トルミー (大西晴樹・浜林正夫共訳) 『ピューリタン革命の担い手たち』 (1983年ヨルダン社), p. 275.]

- 4) *An Agreement of the People for a firme Peace. As it was proposed by the Agents of the five Regiments of Horse and since by Approbation of the Army offered to the joint concurrence of the Free Commons of England*, Oct. 28, 1664. Wolfe, pp. 223-234. Gardiner, No. 74. Woodhouse, pp. 443-445.
- 5) Haller, vol. III, p. 403.
- 6) *Ibid.*, p. 404.
- 7) *Ibid.*, p. 403.
- 8) *Ibid.*, p. 403.
- 9) *Ibid.*, p. 404.
- 10) トルミー前掲書, p. 276.
- 11) Wolfe, *Introduction*, p. 8.
- 12) リルバーンは、この年2度にわたる無許可出版により査問委員会へ召喚され、3度目には、ついに投獄された。
- 13) リルバーンは、すでに1646年10月『鎖に縛られたロンドンの自由の発見』において附随的に選挙制度改革を論じている。John Lilburne, *Londons Liberty in Chain Discovered*. Oct. 1646. E. 359(17). [British Library, shelf-mark]. 以下E. ではじまる記号はすべて同じ。
- 14) John Lilburne, *Rash Oaths Unwarrantable and the breaking of them as inexcusable*. May 31, 1647. E. 393(39).
- 15) *Ibid.*, p. 50.
- 16) *The Representation of the Army*. June 14, 1647. Woodhouse, p. 403. (excerpts).
- 17) トルミー前掲書, pp. 287-288.
- 18) Woodhouse, *Introduction*, p. 23.
- 19) *Ibid.*, p. 23. 注の引用。
- 20) M. A. Kishlansky, *The Rise of the New Model Army*, 1979, (Cambridge U. P.) p. 179f.
- 21) トルミー前掲書, pp. 279-290参照。Wolfe, p. 3.
- 22) John Lilburne, *The Juglers Discovered*. Sept. 28, 1647. E. 409(22).
- 23) *A Solemen Engagement of the Army*. Jun. 5, 1647. Woodhouse, p. 401.
- 24) この語は adjutant, すなわち副官や助手 (helper) などの意からつくられた言葉で、委員は主権者たる一般兵士大衆の adjutant であるという平等派的デモクラシー意識の表われである。リルバーンは、*The Juglers Discovered*, p. 10でこの語を用いている。
- 25) 「われわれが主人 (Principalls) であり、諸君〔議員〕は、代理人 (Agents) である」。 (オーヴァトン『幾千人もの市民の抗議』)。Haller, vol. III, p. 353.

- 26) John Lilburne, *Jonah's cry out of the Whale's Belly*. July 26, 1647. E. 400(5)
- 27) John Lilburne, *Englands Birth-Right Justified*. Oct. 8, 1645. Haller, vol. III, pp. 258-307.
- 28) Richard Overton, *A Remonstrance of Many Thousand Citizens*. July 7, 1646. Haller, vol. III, pp. 351-370.
- 29) Haller, vol. III, p. 261.
- 30) *Ibid.*, p. 353.
- 31) *A Solemen Angagemnt of the Army*, June 5, 1647. Woodhouse, pp. 401-403. Wolfe, pp. 146-153. アイアトンの筆になるものと思われる。
- 32) *A Representation of the Army*, June 14, 1647. Woodhouse, pp. 403-409.
- 33) Richard Overton, *An Appeal from the degenerate Representative Body, the Commons at Westminster, to the Free People in general*, July 17, 1647. Wolfe, pp. 156-188. Woodhouse, pp. 323-334.
- 34) *The Head of the Proposals offered by the Army*, Aug. 1, 1647. Gardiner, No. 71.
- 35) *The Case of the Army Truly Stated*, Oct. 15, 1647. Wolfe, pp. 196-222. Woodhouse, pp. 429-436.
- 36) R. W. Ramsey, *Henry Ireton*, 1949. (Longmans), p. 54.
- 37) H. N. Brailsford, *The Levellers and the English Revolution*, 1976. (Spokesman Books), p. 291.
- 38) Wolfe, pp. 146-153. Woodhouse, pp. 401-403.
- 39) *Ibid.*, p. 152., p. 403.
- 40) Woodhouse, p. 405.
- 41) *Ibid.*, pp. 407-408. Haller & Davies, pp. 60-61.
- 42) この点では平等派のなかでも右派といえる, リルバーンの構想ともほとんど変りはない。「庶民院議員を最も適切な500人~600人という数に全体の同意によって定め, また同様にして, 各州が国税の帳簿によって国庫の支出のため課せられている税に比例した議員数を選ぶようにする」。John Lilburne, *Londons Liberty in Chain Discovered*, Oct. 1646. E. 359(17). p. 54.
- 43) Woodhouse, pp. 407-407. Haller & Davies, pp. 60-61.
- 44) *The Reading Debates*, Summary, with Selestions, of the Debate in the General Council of the Army, at Reading, 16th July 1647, on the Prproposals of the Agitators for Five Points to be insisted on by the Army and enforced by a march on London. Woodhouse, pp. 409-422.
- 45) *Ibid.*, pp. 411-412.

- 46) *Ibid.*, p. 47.
- 47) *Ibid.*, p. 417.
- 48) *Ibid.*, p. 418.
- 49) これは兵士代表のいう5項目要求から、ロンドン進撃の理由を述べた付録を除いたものを議会へ提出する、ただし軍はすぐには進撃せず、4日間議会の回答をまつ、というものであった。cf. *Ibid.*, pp. 420-422.
- 50) 有権者資格にふれていないということは、1430年ヘンリー6世時代の議会法令、つまり年収40シリング以上の自由土地所有者 (free-holder) が選挙権をもつという伝統的制度を当然の前提としているわけである。
- 51) しかしすでに『大諫奏』(Grand Remonstrance) 第179条には議院内閣制を示唆する内容がみえる。Gardiner, p. 210.
- 52) Gardiner, pp. 316-326.
- 53) Ramsey, op. cit., p. 74f.
- 54) Gardiner, pp. 290-306.
- 55) John Wildman, *Putney Projects*, Aug. 1, 1647. Woodhouse, p. 426.
- 56) *The Case of the Army Truly Stated*, Oct. 15, 1647. Woodhouse, pp. 429-436. Wolfe, pp. 196-222.
- 57) Woodhouse, p. 433.
- 58) *Ibid.*, pp. 433-435.
- 59) Gardiner, p. 317f.
- 60) Woodhouse, p. 433. リルバーンのものとは異なる、ラディカルな見解の表明である。注(42)参照。
- 61) Gardiner, p. 317.
- 62) Woodhouse, p. 435.
- 63) Gardiner, p. 324.
- 64) Woodhouse, pp. 433-435.
- 65) C. H. Firth (ed.), *The Clarke Papers*, 4 vols. 1891-1901, (Camden Society).
- 66) A. S. P. Woodhouse (ed.), *Puritanism and Liberty*, 1951, (J. M. Dent and Sons). パトニー討論とホワイトホール討論について研究するものには必携の書であり、拙稿も当然本書に依拠している。
- 67) Wolfe, pp. 223-234.
- 68) Woodhouse, p. 7.
- 69) John Lilburne, *Jonah's Cry out of the Whale's Belly*, July 26, 1647. E. 400(5).
- 70) Woodhouse, p. 4.
- 71) *Ibid.*, pp. 4-5.

- 72) *Ibid.*, p. 93.  
 73) *Ibid.*, p. 121.  
 74) *Ibid.*, p. 9.  
 75) *Ibid.*, pp. 25-26.  
 76) *Ibid.*, p. 69.  
 77) *Ibid.*, p. 34. クラーク速記録では、単に Buff-Coat (なめし皮の軍服を着た兵士) となっているが、この兵士は後にクロムウエル騎兵連隊の兵士代表 Robert Everard であることが判明したという。Woodhouse, p. 6 の注より。  
 78) A. D. リンゼイ (永岡薫訳) 『民主主義の本質』 (1964年未来社)。pp. 23-24. 傍点は引用者。  
 79) Woodhouse, p. 28. 傍点は引用者。  
 80) *Ibid.*, p. 46. レインバラ: 「人民が署名すべき協約といわれるもの」。  
 81) Wolfe, p. 226.  
 82) Woodhouse, p. 53.  
 83) *Ibid.*, p. 53.  
 84) *Ibid.*, p. 53.  
 85) *Ibid.*, pp. 53-54.  
 86) *Ibid.*, p. 57.  
 87) *Ibid.*, p. 53, p. 59.  
 88) *Ibid.*, p. 26.  
 89) *Ibid.*, p. 71, p. 60.  
 90) *Ibid.*, p. 65, p. 69, p. 72.  
 91) Wolfe, p. 226, p. 228.  
 92) Woodhouse, p. 72.

## 〔注略号一覧〕

Gardiner: S. R. Gardiner, *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution*, 1979, (Oxford paperback).

Haller: W. Haller, *Tracts on Liberty in the Puritan Revolution*, vol. I—III. 1965, (Octagon).

Haller & Davies: W. Haller and G. Davies, *The Leveller Tracts*, 1964, (Peter Smith).

Wolfe: D. M. Wolfe, *Leveller Manifestoes*, 1967, (Humanities Press).

Woodhouse: A. S. P. Woodhouse, *Puritanism and Liberty*, 1951, (J. M. Dent and Sons).